

利益相反マネージメントに対する考え方

■ 利益相反マネージメントに対する考え方

個人としての利益相反に関するマネージメント・システムの基本的考え方は、第一に、個人的利益に関連して透明性を確保することであり、第二に、問題の生じる可能性のあることについて事前に予防措置を取りうる体制を整備することです。そして、第三に、そこで適用される単純で明快なルールをあらかじめ決めておくことです。

また、これらのマネージメント・システムについては、学内の職員等に対して十分な啓発活動を行うとともに、状況の変化に対応できるよう、随時見直しを行うことも重要です。

■ 利益相反ポリシーの目的

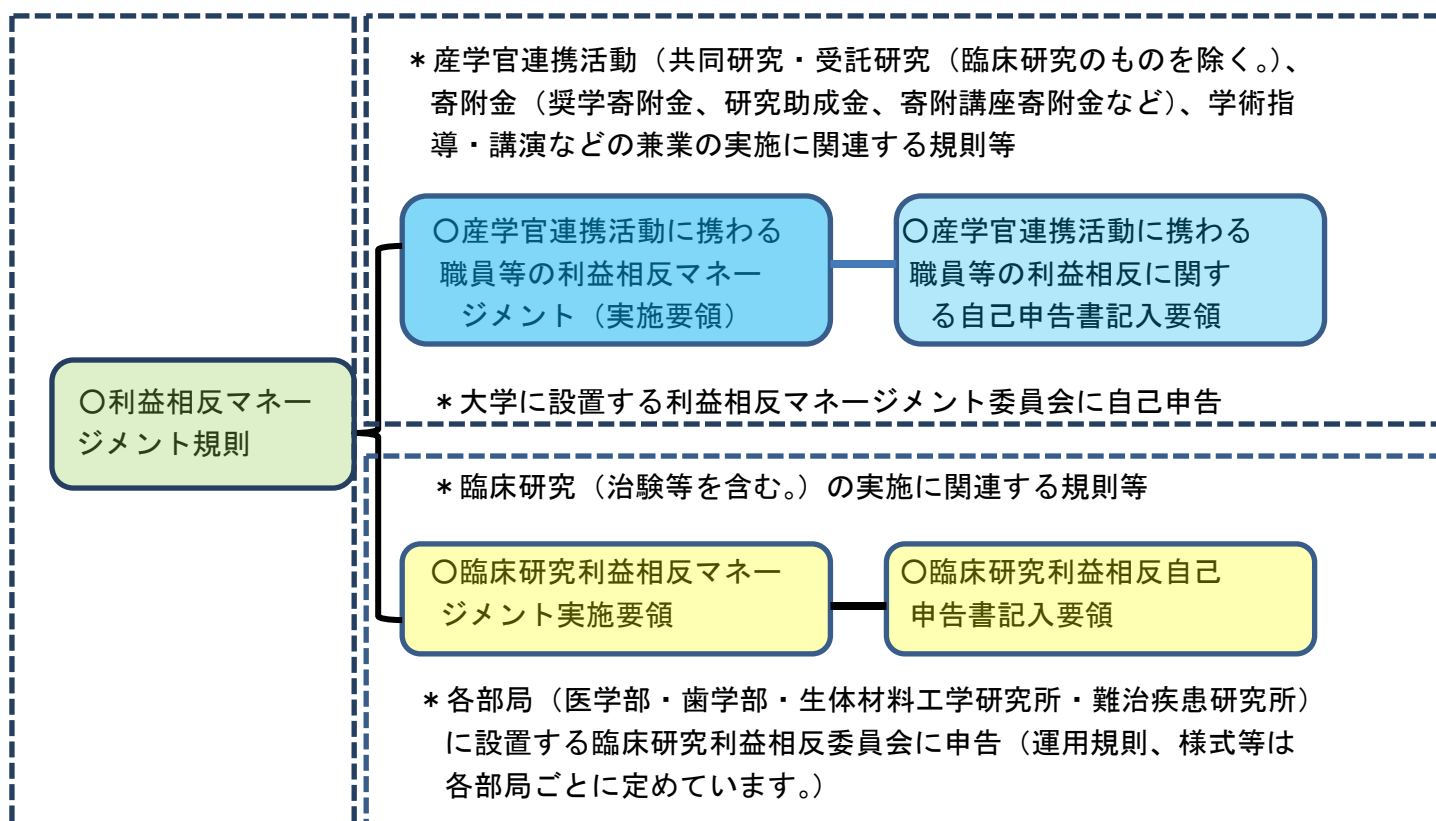
利益相反は、企業等からもたらされる金銭的利益に関連して起こることが多いことから、利益相反ポリシーは、産学官連携活動を対象として規定しています。利益相反ポリシーの目的は、利益相反問題を扱うシステムとルールを構築して、産学官連携活動に対する取組みを委縮させずに、大学に対する社会的信頼を確保することにあります。

★利益相反マネージメントポリシー

★臨床研究に係る利益相反マネージメントポリシー

■ 利益相反マネージメントに関する学内諸規則等について

(1) 利益相反に関連する学内諸規則等



(2) 利益相反マネージメント規則（学内共通規則の目的等）について

【目的】 本学及び職員等の社会的信頼を確保するとともに、臨床研究の被験者の生命、健康、

プライバシー及び尊厳を擁護し、もって教育研究及び社会への貢献を適正かつ円滑に遂行することを目的とする。(第1条)

【適用範囲】この規則は、本学の役員及び職員に適用する。(第2条)

【利益相反マネージメントとは】利益相反を把握・管理することをいう。(第3条第2項)

【委員会の設置】利益相反マネージメントを行うため、本学に利益相反マネージメント委員会を置く。(第4条)

臨床研究に係る利益相反マネージメントを行うため、次に掲げる部局に臨床研究利益相反委員会をそれぞれ置く。(第11条)

- 1) 医学部(医学部附属病院を含む。)
- 2) 歯学部(歯学部附属病院を含む。)
- 3) 生体材料工学研究所
- 4) 難治疾患研究所(大学院疾患生命科学研究部を含む。)

【申告書の提出】産学官連携活動に携わる職員等(臨床研究に係る場合にあっては、臨床研究に携わる職員等)は、利益相反に関する申告書(臨床研究に係る場合にあっては、実施計画書その他の審査関係書類の写しを含む。)を担当委員会に提出するものとする。(第21条第1項)

■ 対象となる産学官連携活動

自己申告書による開示の対象となる主な活動等は以下のとおりです。

- ①共同研究(企業と大学が研究費、研究者を分担して研究を実施)の受入で、一定額以上の受入を行う場合
- ②受託研究(企業が大学に研究を委託)の受入で、一定額以上の受入を行う場合
- ③技術移転(大学の研究成果を企業において実用化)に伴い、個人収入が一定額以上ある場合
- ④技術指導(大学の職員等が企業の研究開発・技術指導を実施)に伴い、個人収入が一定額以上ある場合(技術指導の実施にあたっては、兼業の申請による。)
- ⑤寄附金受入(企業等から大学へ寄附金(奨学寄附金、研究助成金、寄附講座寄附金)を寄附することにより研究を実施)で、一定額以上の受入がある場合
- ⑥大学発ベンチャーの企業経営、コンサルティング活動等の兼業等の実施で、個人収入が一定額以上ある場合
- ⑦その他産学官連携に係る個人的利益に関する活動

※なお、一定額については、自己申告書記入要領で、基準額を設定しています。

※利益相反のマネージメントでは、「産学官連携活動」の相手先と職員等が「一定の経済関係」を有するか否かについて、当該関係の内容を自己申告することとなっています。

★臨床研究の実施

職員等が臨床研究を実施する場合においても対象となる活動に含まれますが、その取扱等については、所属部局の臨床研究利益相反委員会がマネージメントをすることとなります。